



鳥取県の野鳥および野鳥糞便において 低病原性鳥インフルエンザ検出！

鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥(生体)からH7N7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが、同県鳥取市で採取された野鳥の糞便からH5N1亜型の低病原性鳥インフルエンザが検出されました。

また、韓国では10月以降、野鳥において58例の鳥インフルエンザウイルス分離事例（52例は低病原性、6例は検査中）が確認されており、国内への侵入リスクが高まっていると考えられます。

**飼養衛生管理基準を遵守し、
高病原性鳥インフルエンザなどの対策の再徹底をお願いします。**

- ★病原体の侵入防止のため、衣服や長靴の消毒、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。
- ★鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください

(その他、下記のような場合もご連絡ください)

- ・5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる

平日の時間外（午前8時30分～午後5時15分以外）及び休日に
連絡の必要な場合は、警備室 **0573-26-1114** に電話し、
「**家畜保健衛生所に緊急に連絡が必要**」と伝えると、
警備員が家畜保健衛生所職員におつなぎします。



東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内395) FAX0573-25-7669

E-mail: c24507@pref. gifu. lg. jp



